

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善の取り組みが行われてきましたが、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算の算定にあたり3つの要件を満たす必要があります。

### 【当該加算を算定するための3つの要件】

- A 現行の介護職員処遇改善加算（I）～（III）を算定していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について見える化を行っていること。

Cの「見える化」要件に基づき当法人における、処遇改善に関するBの職場環境要件の具体的な取組（賃金以外）につきまして以下の通り公表いたします。

	職場環境要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む）	資格取得助成金制度により、介護福祉士の実務者研修受講費用額及びスキルアップを目指す職員の各種資格取得費用額の助成。受講にあたっては、シフト勤務の調整を行い受講し易い環境整備を行っている。 また、自己研鑽報奨金制度を定め、職員の研修受講を推奨する制度がある。
労働環境	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業規則に育児短時間勤務の取得を3歳までとし、特別な措置を必要とする場合は、小学校就学前までに拡充している。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換	地域行事への参加。地域の児童・生徒の介護体験の受け入れ等を通し、地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上を図る。 正規職員登用基準を明文化し、非正規職員が積極的に申請できる環境を整備している。